

ほけんだより

= おうちの方へ =

平成29年5月25日 長岡北小学校 保健室

学校では、落ちついた生活の中で、学習や運動、遊びにと、意欲的に取り組む子ども達の姿が見られます。27日は、いよいよ運動会本番です。元気いっぱい練習してきた成果を存分に発揮してくれることでしょう。

* 毎日元気に学校生活をおくるために *

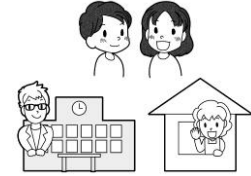
- 朝ごはんを必ず食べて登校する。

(エネルギー不足は、集中力がなくなり、イライラやけがの原因になります。)

- 夜更かししない。

じゅうぶんな睡眠をとると、朝の目覚めが良く、早起きができます。早起きすれば、朝の時間に余裕ができ、朝ご飯をしっかり食べることができます。また、排便の時間もとれます。

※夜遅くまで、テレビやゲームの強い光を見ていると、じゅうぶんな睡眠をとることができません。



☆ 日本スポーツ振興センター災害共済への加入について ☆

全児童が加入したことをお知らせします。(掛金は、学級費より徴収させていただきました。)

日本スポーツ振興センター災害共済とは、児童・生徒が学校管理下において、負傷・死亡した場合に、規則に基づいて定められた医療費や見舞金を支給するものですので、原則として全校児童の皆様に参加していただいております。

掛金は、年間で945円(町負担485円、保護者負担460円)です。保護者負担分については学年会計から支出させていただきました。

学校管理下とは

- 授業を受けている時
- 課外指導を受けている時(自然教室など)
- 休息时间、放課後(学校が定めた下校時刻内、ただし、下校した後に再び学校にきてケガをした場合は学校管理下とはみなされません)
- 登下校中(通常の通学路にある時、自転車は別)など

★ 給付金支給金額について

伊豆の国市では、「こども医療費助成制度」により、「こども医療費受給者証」の提示で、中学校3年生までのお子さんの医療保険診療分の保護者負担がありません。

スポーツ振興センターの給付金申請を行うことにより、医療費の1割がお見舞い金として給付されることになります。

★ 災害の範囲（負傷の場合）

診療報酬請求点数 500 点以上の場合が、給付対象になります。

5,000 円の治療 →負担無 →500 円給付 となります。

～保護者の方にはお願いです～

「こども医療費受給者証」を医療機関に提示してください！！

※医療機関によって、「受給者証を使うか、使わないか？」と聞かれる場合があるようです。しかし、受給者証を使わずに受診してしまうと、後日、市役所（大仁庁舎）保健福祉・こども・子育て相談センターで「こども医療費償還払い申請」手続きが必要になってしまいます。学校でのケガ等により、医療機関を受診する際は、必ず「こども医療受給者証」を医療機関に提示してくださいませよう、お願いいたします。

「日々健康な生活を意識して、

規則正しい生活できるようになってほしい」

そこで!!!

5月・7月・10月・12月・3月に、健康生活のふり返しを実施します。また、学年に応じた内容で、「自分自身の生活」の改善プランを立てたり、おうちの方の意見を聞いたりしながら、よりよい生活を意識して実践できるようになってほしいと考えています。おうちの方にもご協力いただくこともあります、よろしくお願いします。

（内容については月の「ほけんだより」でお知らせします。）

* 健康診断結果について *

学校で行われている健康診断は「スクリーニング」といって、疑わしいと思われるものを選び出すものです。「スクリーニング」の結果、専門機関での受診が必要と認められた場合は、その都度結果をお知らせしています。

（専門医受診後の結果を、学校にお知らせください。）

また、すべての健康診断が終了しましたら、健康手帳で結果をお知らせします。

よろしくお願いします。

